

●は、各事業所の実態に合わせて記載してください。

### (虐待の防止のための措置)

- 第●条 指定●●事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告し、防止策を講じる。
- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
  - 3 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年●回以上開催し、虐待防止のための計画策定、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等を行うとともに、その内容については従業者に周知徹底する。
  - 4 従業者に対し、虐待防止のための研修を年●回以上は開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
  - 5 苦情解決体制を整備する。
  - 6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

### (身体拘束等の禁止) \*自立生活援助、就労定着支援、相談系は対象外

- 第●条 指定●●事業所は、指定●●の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 指定●●事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
  - 3 指定●●事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年●回以上）に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
    - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年●回以上）に実施する。

### （感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第●条 指定●●事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 指定●●事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的（●月に●回以上）に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。また、その結果について、従業者へ周知徹底を図る。
- 二 事業所内の衛生管理、感染対策、感染症発生時の対応等を規定した感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 指定●●事業所は従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年●回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

### （業務継続計画の作成）

第●条 指定●●事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定●●の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続に係る研修及び訓練を定期的（年●回以上）に実施する。
- 3 指定●●事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### （適切な職場環境維持）

第●条 事業者は、適切な指定●●の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。